

日蓮聖人における自界叛逆難のイメージ

——和田氏の乱、宮騒動、三浦氏の乱、二月騒動、霜月騒動とその周辺——

佐藤 祐規

一、はじめに

日蓮聖人は『立正安国論』の進献によって北条得宗家に自界叛逆難（内乱）と他国侵逼難（侵略）の必然を諫告した。同書は、天台法華宗の用いた護国経典を背景に、災難対治の直道を明らかにした「私の勘文」である。^①同書の説く「自界叛逆難」の諫告は、従来から指摘される経文の裏付けや公武の争乱に加え、和田・三浦氏の乱や宮騒動の先例が所在すると思われ、得宗専制政治の伸張に伴う反得宗勢力の誅滅は、『安国論』の進献以後、文永九年の二月騒動や弘安八年の霜月騒動に結実した。高木豊氏は得宗専制政治確立の起因となった得宗の外戚で外様御家人の安達泰盛と得宗御内平頼綱の激突を「自界叛逆難」の現証として位置づけている。^②

本稿では、先ず聖人の源平内乱・承久の乱に関する独

自の認識（百王思想）を概観し、次いで鎌倉武家政権の内乱である和田・三浦氏の乱および宮騒動・二月騒動に関する日蓮遺文の記述を確認し、最後に執権貞時の外祖父で將軍の御恩奉行をつとめた御家人安達泰盛と得宗御内平頼綱の激突である霜月騒動とその周辺事情に着目して、聖人の自界叛逆難の諫告の静態と動態を点描したい。

二、日蓮聖人の百王思想

古来「百王」の意味とは、代々の王、無限定な永遠の意として認識されてきたが、平安時代の院政期から末法思想の高まりとともに「有限の王」とする思潮が現れた。^③日蓮聖人の百王思想の特徴は、高木豊氏の「鎌倉仏教における国王のイメージ——日蓮を中心に——」^④によって論究され、同氏の研究によれば、①聖人は百王を百代の有限の王と捉え、人王八三代以降の残り十八代を関東

の源頼朝・北条義時が受け継ぎ②京都から関東へと政權が移行した原因は、安德・後鳥羽天皇が真言密教を重用し、国土に禪・念仏が流布したため、法華経を信奉した頼朝とかかる悪法を対治した義時が天照大神・八幡大菩薩の御計らいによって国務を任せられ③両者が八幡大菩薩の「正直」の王百人守護の誓願に適ったため王位を授かったとする。④すなわち神器（八咫鏡・天叢雲劍・八尺瓊曲玉）の承得保持よりも、むしろ神器にかわる国王の得々君徳・帝徳を重んじ、かかる君徳の具有をもって神器にかわる国王の証とした。⑤国王の保つべき十善のうち「不妄語戒」を尊重する聖人は、国王とは不妄語＝正直の人であるとし、八幡託宣の正直の王百人守護と法華経の「正直捨方便」の教説を踏まえて、武家（頼朝・義時）の王としての正当化をはかったと指摘する。ここでは先学の研究成果を踏まえつつ、天照・八幡二神による百王守護の関東移行に関する日蓮遺文の説示を確認したい。

日蓮遺文の「百王」に関する記述は、早くは『安国論』に「三宝在_レ世百王末_レ窮此世早_レ衰其法何_レ廢_⑤。」とみえ、『安国論御勸由來』に「日本国天神七代・地神五代・百王百代_⑥」、「神国王御書」に「国主をたづぬれば神世十

二代。天神七代・地神五代。（略）人王は大体百代なるべきか。」と説示している。本記述から聖人は、天神七代地神五代の神世を経て人王は百代に到達するとの認識を有していたものと推察される。

聖人は人王百代のうち源平内乱・承久の乱による安德天皇の入水、後鳥羽、順徳、土御門三上皇の隠岐、佐渡、土佐配流、のちに仲恭天皇の廢帝を加え、天照大神、八幡大菩薩_⑧による百王守護が公家から武家の頼朝・義時へと移行したものと認識していた。すなわち「彼々の四王は王位ををいとされ、国をうばわるるのみならず、命を海にすて、身を島々に入給けるやらむ。天照大神は玉体に入かわり給はざりけるか。八幡大菩薩の百王の誓はいかにとなりぬるぞ」と考え、公家に勝利した武家方が百王のうち残る「十八代をつぎて百王にて候べく候つるを」と認識していたのである。それゆえ聖人は源平内乱による鎌倉幕府の成立と承久の乱による武家政權の確立を『四条金吾許御文』に次のように述べている。

八幡大菩薩の御誓は、月氏にては法華経を説て正直捨方便とならせ給、日本国にしては正直の頂にやどらんと誓給ふ。（略）然れば百王の頂にやどらんと誓給しかども、人王八十一代安德天皇・二

代隱岐法皇・三代阿波・四代佐渡・五代東一条等の五人の国王の頂にはすみ給はず。詔曲の人の頂なる故也。頼朝と義時とは臣下なれども其頂にはやどり給ふ。正直なる故歟。此を以て思に、法華經の人々は正直の法につき給ふ故に、釈迦仏猶是をまほり給ふ。況や垂迹の八幡大菩薩争か是をまほり給はざるべき。

〔定遺〕一八二三(四頁)

すなわち八幡大菩薩は「正直」の人の頂に宿ると誓願したが、人王八一代安徳天皇から八五代仲恭天皇に至るまでの五王は心が詔曲で、臣下である頼朝・義時が正直の人だったので、八幡大菩薩は公家から転じて武家を守護したのである。法華經は「正直捨方便」の經文の如く正直を好み、釈尊が正直の人を守護するのであるから、釈尊の垂迹たる八幡大菩薩が武家を守護しないはずがないとの説示である。さらに『諫曉八幡鈔』は「人王八十一二代隱岐法王、三四五の諸皇已破畢。残二十余代今捨畢。已此願破がごとし。」と説示して、この点を一層明瞭に

日蓮料簡云百王を守護せんと云は正直の王百人を守護せんと誓給。八幡御誓願云以正直之人頂爲。栖詔曲之人心不亭等云云。夫月ハ清水に影を

やどす、濁水にすむ事なし。王と申は不妄語の人、右大將家・権大夫殿は不妄語の人。正直の頂、八幡大菩薩の栖百王の内也。(略) 隱岐法皇は名は国王、身は妄語の人、横人也。権大夫殿は名は臣下、身は大王、不妄語の人、八幡大菩薩の願給頂也。

〔定遺〕一八四八頁)

と述べている。すなわち国王の保つべき十善のうち後鳥羽院を妄語、義時を不妄語の人とし、かかる君徳と八幡大菩薩の誓願に基づき、頼朝、義時を不妄語に正直の人と規定して、武家方の政權掌握を正当化する説示を確認できる。すでに指摘される様に、聖人の武家方(頼朝、義時)の国主としての正当化は、最晩年にいたって到達したもので、それ以前は『新尼御前御返事』に

源右將軍と申せし人、御起請文をもつてあをか(曾加)の小大夫に仰つけて頂戴し、伊勢の外宮にしのびをさめしかば、太神の御心に叶はせ給けるかの故に、日本を手ににぎる將軍となり給ぬ。

〔定遺〕八六八頁)

と述べて、頼朝が安房国東条御厨を伊勢神宮に寄進したので国主に任せられたとし、『南条殿御返事』に頼朝の法華經一部八巻千部読誦の利生によって「日本国の武士

の大将給てあり」と記述している。また『下山御消息』に「相州は謗法の人ならぬ上、文武きはめ尽せし人なれば、天許国主となす」と述べ、義時が謗法を犯さず、文武両道に優れた人物だったので天が許して国主となつたとし、『頼基陳状』に「関東の権大夫義時に、天照太神・正八幡の御計として国務をつけ給畢ぬ」と記述して、義時が天照・八幡二神の御計らいによって国務を任せられたと説示している。

源平内乱、承久の乱のなかでも後鳥羽院の敗退と北条義時の勝利に着目する聖人は、三上皇の配流、院政の衰退、武家政権確立の起因となった「承久の乱」を極めて異例の衝撃的な事件と捉えていた。つぶさには北条得宗家に進献した『安国論』に「法然、者後鳥羽院御宇建仁年中之者也。彼院御事既在眼前。然則大唐残例吾朝顕証。」とみえ、『安国論御勘由来』に「然、後鳥羽院御宇建仁年中、法然・大日二人有増上慢者」と記述した後鳥羽院の敗退を禪、念仏の流布に見いだし、『頼基陳状』にいたって

第八十二代隠岐法皇御時、禪宗・念仏宗出来て、

真言の大悪法に加て国土に流布せしかば、天照太神・正八幡百王百代の御誓やぶれて王法すでに尽

ぬ。関東の権大夫義時に、天照太神・正八幡の御計として国務をつけ給畢ぬ。爰に彼の三の悪法関東に落下て存外に御帰依あり。故に梵釈二天・日月・四天いかりを成し、先代未有の天変地天を以ていさむれども、用給はざれば、隣国に仰付て法華経誹謗の人を治罰し給間、天照太神正八幡も力及給はず。日蓮聖人一人此事を知食せり。

〔定遺〕一三五九頁

と詳述している。すなわち後鳥羽院の時代に禪、念仏宗が興起して真言密教とともに日本国に流布した結果、天照・八幡二神による百王百代の守護の誓約も破れて王法も尽きようとした。そこで天照・八幡二神の御計らいにより関東の北条義時に国家の政務を執らせたのである。しかし真言・禪・念仏の三悪法も政権の移行とともに関東に伝わり、武家を中心に多くの帰依を集めたので、梵天・帝釈・日月・四天は怒りをなし、国土に前代未聞の天変地天を起こして武家の謗法を諫めたのである。それでもなお国主の北条得宗家（時頼・時宗）は、『安国論』の進献による日蓮の国諫を黙殺したため、梵釈等の諸天は隣国の王に命じて法華経を誹謗する日本国の人々を治罰したのである。これには天照・八幡二神も力およばず、

日蓮ただひとりこの事態を憂慮したとの説示である。かかる説示は『三沢鈔』に「八幡大菩薩の百王のちかおもやぶれて、八十二代隱岐の法王、代を東にとられ給しは」とみえ、同書はつづいて

関東は此悪法悪人を対治せしゆへに、十八代をつぎて百王にて候べく候つるを、又かの悪法の者どもも御帰依有ゆへに、一国には主なければ、梵釈・日月・四天の御計として他国にをほせつけてをどしと御らむあり。
〔定遣〕一四四九頁

と説示し、義時が悪法を対治したとする記述、および天変地天の説示以外、『頼基陳状』と同様の記述を確認できる。これらの記述から聖人は、源平内乱による順徳天皇の入水と源頼朝の勝利や承久の乱による後鳥羽院の敗退と義時の政権掌握を、独自の謗法史観―公家政権の真言密教の重用と禪・念仏の流布―によって解釈し、義時以降の武家政権も同様に、文応元年の国諫当初から、国土に起こる三災七難の原因を国主を筆頭とする関東の悪法帰依に見いだしていたものと推察される。

ところで当代を「闡淨堅固」の時代と認識する聖人は、過去の歴史的事象から未来の出来事を予測する「未来記」の思想を重んじ、三証（文証、理証、現証）を踏まえ

た『安国論』を国主たる北条得宗家（時頼・時宗）に進献して、三災七難の残る二難（自界叛逆、他国侵逼難）の必然を諫告していた。同書にみる「自界叛逆難」の諫告は、経文の裏付けや公武の争乱に加え、得宗家の関わる「武家政権の内乱」を具体的な先例として認識していたものと推察される。つづいて武家政権の内乱に関する日蓮遺文の記述を確認したい。

三、和田・三浦氏の乱と寛元四年宮騒動

日蓮遺文には前九年の役、保元の乱、平治の乱、治承・寿永の乱、壇ノ浦合戦、和田氏の乱、承久の乱、宮騒動、三浦氏の乱、二月騒動などの内乱に関する叙述がみられ、川添昭二氏は「二月騒動と日蓮―自界叛逆難―」のなかで「日蓮が自界叛逆難をいう現実的根拠は、青年時代から同時代人として伝え聞いている宮騒動や宝治合戦（三浦氏の乱）にあったとみられる」と述べている。²¹川添氏のかかる見解と上述の内乱に関する日蓮遺文の説示を踏まえるとき、聖人の自界叛逆難の諫告とは、文永九年（一二七二）の「二月騒動」を自界叛逆難の現証として門弟に教導し、二月騒動以前に起きた三つの内乱（①和田氏の乱②宮騒動③三浦氏の乱）を得宗家の政

権掌握に関わる内乱の先例として認識していたものと推察される。ここでは上述の武家の内乱(①②③)に関する日蓮遺文の説示を確認したい。

①は健保元年(一一二三)五月におきた内乱で、御家人を統括する侍所別当和田義盛とその一族を将軍家補佐役の執権北条義時が誅滅し、侍所別当も兼ねる執権の独裁体制をかためた。和田氏の乱は鎌倉幕府成立以来最大の内戦で、聖人は『種種御振舞書』に「此鎌倉の御一門の御繁盛は義盛と隠岐法皇ましまさずんば、争か日本の主となり給べき」と述べ、和田義盛の謀反と後鳥羽院の倒幕を逆説的に賞讃し、得宗家(北条義時)による政権掌握を認めている。このほか父池上康光の忍性帰信を背景とする池上親子の信仰の葛藤に際し、『兄弟鈔』に義盛一族の勇猛果敢な「はぢををもへば命をしまぬ」戦いぶりを記して池上宗伸・宗長夫妻の法華信仰の貫徹を激励し、『秋元御書』に「義盛が方の者、軍をせし者はさて置ぬ、腹の内にも有し子も産を不_レ被_レ待、母の腹を如_レ被_レ裂。」と記述して、北条義時の義盛一族にたいする徹底した子孫断絶策を謗法墮獄の例証として下総の武士秋元太郎兵衛尉に伝えている。駿河の日興は『安国論問答』に「選択已前、平家合戦元暦年中後二案、寿永兵乱、養

和兵乱、治承頼朝合戦、保元新院本院合戦後白河、平治二条天皇、右衛門督頼朝子。(略)然者已前災難皆仏法トカニヨリテ起。左馬頭述べ、『選択集』の流布以前にも謗法の失によって源平内乱が起こつたとし、同書はさらに

法然房建仁年中人也云云。建仁西元元久子元三月十一日

伊勢三日平家発。建永元承元卯元建暦末元元年選択集

作歟。序云、于時辛未之歲建子之月。建保西元五月二

日三浦和田合戦。承久卯元三年隠岐院合戦。治十五年八十

二代諱尊成、高倉院第三王子。選択集作後十一年

隠岐滅亡歟。八十三代土御門院、治十一年諱能尊、後阿波院

是也。八十四代順德天皇諱守成、後佐治院

『興全』十一(二頁)

と記述して、和田氏の乱・承久の乱・三上皇配流の原因を『選択集』の流布に見出している。本記述から日興も同様に、謗法の流布と内乱の勃発を関連づけて認識していたものと推察される。

②は寛元四年(一二四六)六月に起きた北条氏一門の御内騒動で、時頼の執権就任直後に鎌倉幕府の前將軍藤原頼経に仕えた名越光時の謀反が発覚すると、光時は出家して陳謝したが伊豆に流され、頼経派の後藤基綱、藤原為佐、千葉秀胤、三善康持は評定衆から除名され、

康持は問注所執事を罷免³⁶⁾、光時の弟時幸が自害し、前將軍頼経が京都に送還された事件である。¹⁰⁾このとき聖人は二十五歳で、建治三年六月二十五日の『頼基陳状』に宮仕をつかまつる者上下ありと申せども、分分に随つて主君を重ぜざるは候はず。上の御ため現世後生あしくわたらせ給べき事を秘かにも承て候はむに、傍輩・世に憚て申上ざらむは、与同罪にこそ候まじき歟。随つて頼基は父子二代命を君にまいらせたる事顯然也。故親父〈中務某〉故君の御勘気かふらせ給ける時、数百人の御内の臣等、心がはりし候けるに、中務一人最後の御共奉して伊豆国まで参て候き。頼基は去文永十一年二月十二日の鎌倉の合戦の時、折節伊豆国に候しかば、十日申時に承て、唯一人菅根山を一時に馳越へ、御前に自害。八人の内に候き。自然に世しづまり候しかば、于今君も安穩にこそわたらせ給へ。爾来大事小事に付て御心やすき者にこそ思合れて候。

『定遺』一三五七〜八頁

と説示して、名越光時と子の江馬四郎親時に親子二代にわたって仕えた名越氏被官の四条氏に対し、宮騒動の光時の伊豆退穩に随従した父の中務某と二月騒動の折に江

馬氏のもとへ馳せ参じた頼基の忠誠を讃えている。江馬氏に近侍した頼基は、聖人早期からの檀越で「在俗の宮仕障なき身」⁴¹⁾でありながら法華経を「信ずる事こそ希有なる」武士であった。聖人が「宮騒動」を知りながら内乱の先例として門弟に教導しなかった理由には、檀越四条氏の社会的立場（名越氏被官）を考慮する必要があるものと推察される。⁴²⁾

③は宝治元年（一二四七）六月に執権時頼が外戚安達義景、泰盛親子の助けを得て幕府草創期以来の有力御家人の三浦泰村一族を滅ぼし、前將軍藤原頼経に仕えた御家人千葉秀胤一族を討死させた事件で、聖人は『佐渡御書』に「宝治の合戦すでに二十六年、今年二月十一日十七日又合戦あり」と記述して、時頼が鎮圧した三浦氏の乱と時宗が処断した二月騒動を連続的に捉えている。得宗家の時頼は執権就任直後に名越光時の謀反を制し、幕府草創期からの有力御家人三浦、千葉氏を誅滅して時頼政権を樹立した。時頼の子の時宗は蒙古問題と幕府内統一のため、得宗家の脅威的存在と目される名越氏および庶兄北条時輔を肅正して時宗政権の体制を整えた。両者はともに外戚安達泰盛の助けを得て、政局の不安定要因の除去に成功し、得宗家を中心とする支配体制を確立

していたのである。

聖人が三浦氏の乱と二月騒動を連続的に捉えた背景には以下のことが考えられる。聖人がすでに執権を辞し、出家した人物に『安国論』を進献したのは、時頼が政界の中心人物であることを熟知していたからである。承久の乱以降、天照・八幡二神の百王守護を継承する得宗家の義時、泰時、時頼、時宗を国主と認める聖人は、得宗家の政権掌握にともなう御家人および同族の軋轢を、政権擁立に伴伴する必然的課題と認めていた⁽¹⁾⁽²⁾。聖人はかかる意味において時頼の鎮圧した三浦氏の乱⁽³⁾と時宗の処断した二月騒動を連続的に捉え、自身の自界叛逆難の諫告の正統性を流罪地佐渡から門弟に伝えていたものと推察される。

四、二月騒動と自界叛逆難

『保暦間記』のいわゆる「二月騒動」は、聖人の佐渡配流五ヶ月後の文永九年（一二七二）二月十一日に鎌倉で名越流北条氏の名越時章、教時が討たれ、前將軍宗尊親王の側近中御門実隆が召し籠められ、同十五日に京都で時宗の庶兄で六波羅探題南方の北条時輔が誅殺された事件で、時宗政権が緊迫した蒙古問題の処理と得宗権力

の一元化を達成するためにおこった肅正といわれている⁽⁴⁾。

名越氏は朝時の頃から反得宗的傾向にあり、朝時の嫡男光時が寛元四年六月に前將軍（第四代）藤原頼経と謀って執権時頼を除こうとし、謀反が発覚して出家した。光時の弟教時は第六代將軍宗尊親王や関東祇候の廷臣と親密で、執権時宗に機先を制せられ、教時の弟時章も巻き込まれて誅殺された。教時は幕府の評定衆に列し、時章は引付衆の一番引付頭人で評定衆の一番に結番された人物で、時章に罪は無く討手五名は斬首され、教時の討手には賞も罰も無かったのである⁽⁵⁾。事件後、時章の筑後・肥後の守護職は、九州の異国警固体制の中心的人物である小式経資、大友頼泰らに移されている⁽⁶⁾。

北条時輔（相模三郎）は弘長元年正月四日に父時頼から兄弟の順を替えられ弟時宗（相模太郎）、宗政（相模四郎）の下位に置かれた経緯をもち、文永元年に弟時宗が連署となると、都市鎌倉から京都の六波羅探題南方に移され、同北方には極楽寺流北条氏の長時の弟で得宗支持の北条時茂が就任していた。文永七年一月に時茂が他界すると、六波羅探題北方は文永八年十一月二十七日の長時の子義宗の就任まで空席で、約二年の間、朝廷と

の連絡を取りなす六波羅探題を時輔が取り仕切っていた。⁽³⁰⁾時宗の下知による義宗の時輔誅殺は、六波羅探題北方就任の約二ヶ月後のことである。

かかる宮騒動と二月騒動は、將軍と親密な名越氏と執権をつかさどる得宗家の政治的軋轢が表面化したものと推察され、名越教時、時章、北条時輔の誅伐主体は鎌倉幕府首脳部―執権時宗、連署政村、評定衆の北条実時、安達泰盛―と考えられている。

日蓮遺文の「二月騒動」に関する記述は、⁽³¹⁾文永九年三月二〇日の『佐渡御書』に初見され、⁽³²⁾文永九年五月二十五日の『日妙聖人御書』に「当世の乱世、去年より謀叛の者国に充滿し、今年二月十一日合戦。其より今五月のすえいまだ世間安穩ならず」と記述して、鎌倉で起きた名越氏の騒動から三ヶ月を経た当時の混乱状況を伝えている。聖人はかかる二月騒動の混乱に際し、『佐渡御書』の端書に「京・鎌倉に軍に死る人人を書付てたび候へ」⁽³⁴⁾と記述して自身の門弟に二月騒動に関わった戦死者の状況を問い合わせ、同書の追伸部分に伊澤入道、酒部入道、河辺の山城得行寺殿など、名越氏に関わる武士の安否を気遣い、⁽³⁵⁾『四条金吾殿御返事』に「日蓮はながされずして、かまくら（鎌倉）にだにもありしかば、

有し⁽³⁷⁾いくさに一定打殺^チされなん」⁽³⁶⁾と説示して、自身が佐渡配流とならなければ鎌倉の混乱に乗じて殺害されていたらうと頼基に告げている。

四条頼基の仕えた主君江馬四郎親時は、宮騒動の際に前將軍藤原頼経と謀って時頼を討とうとして伊豆に流された名越光時の嫡男で、二月騒動の際には江馬氏のもとに頼基が馳せ参じて他の被官八人と共に主家に殉じようとしていた。実際には名越光時と子の江馬四郎に追討使が及ぶことなく、事件後、頼基は江馬氏から一層の信頼を得ている。⁽³⁷⁾

聖人は『清澄寺大衆中』に「自界は鎌倉に権の大夫殿御子孫どしうち（同士打）出来すべし」⁽³⁸⁾と記述して、二月騒動を北条義時の子孫による同士討ちとし、『光日房御書』に「二月十一日に、日本国のかためたるべき大將どもよしくなく打ころされぬ。」⁽³⁹⁾と述べ、『頼基陳状』に

良観房が讒訴に依^レて釈迦如来の御使日蓮聖人を流罪奉^レしかば、聖人の申給しが如く百日が内に合戦出来て、若干の武者滅亡せし中に、名越の公達横死にあはせ給ぬ。是偏に良観房が失ひ奉^レたるに候はずや。

〔定遺〕一三六〇頁

と記述して、文永九年二月十一日におこった名越氏の大將、公達の誅殺を述べ、名越氏横死の原因を極楽寺忍性による日蓮讒訴の現報と説示している。かかる遺文から、聖人は二月騒動に際して、名越氏被官四条頼基の身辺に細心の注意を払いつつ、四条氏との連携から自身の横死をも想定していたものと推察される。

聖人は二月騒動以前の文永八年九月の段階で、諸寺院の破却と諸僧の斬首に対処しなければ自界叛逆、他国侵逼難が興起すると得宗御内の上首平頼綱に諫告し、『顕立正意鈔』に

去_レ文永五年蒙古国牒状所_レ渡_ニ来_{スル}我朝_ニ有_二賢人_ニ可_レ怪_ム之_ヲ。設_レ不_レ信_レ其去_レ文永八年九月十二日蒙_二御勅_一氣_ヲ之_レ時所_レ吐_ク強言、次年二月十一日令_二符合_一。有_レ情者_{可_レ信_レ之_ヲ。}

〔定遺〕八四一頁

と記述して、文永八年の国諫と文永九年の二月騒動の一致を自界叛逆の現証として門弟に伝えている。同様の記述は『妙法比丘尼御返事』に「去_{スル}文永八年九月十二日に佐渡国へ流さる。日蓮御勅氣の時申せしが如く、どううち（同士打）はじまりぬ。それを恐るるかの故に又召返されて候。」⁽⁶¹⁾とみえ、『中興入道御消息』に

ざりけるかのゆへに、御一門諸大名はゆるすべからざるよし申されけれども、相模守殿の御計ひばかりにて、ついにゆり候て、のぼ（登）りぬ。

〔定遺〕一七二六頁

と述べることから、聖人は自界叛逆難の諫告と二月騒動の一致を佐渡配流赦免の要因と感得していたものと推察される。このほか聖人は二月騒動を自身や門弟の身命に関わる深刻な事件と認識する一方で、『兄弟鈔』に「文永九年二月の十一日にさかんなりし花の大風ををるるがごとく、清絹の大火にやかるるがごとくなりしに、世をいとう人のいかでかなかるらん」と説示して、北条氏一門による同族名越氏の誅殺をまことにはかなく悲しい事件と受けとめ、北条氏のかかる内乱に「自国どし打して、此国変じて無間地獄と成べし」との悲しみを抱いていたことが知られる。

ところで二月騒動で名越時章、教時を討ち取った得宗御内の大蔵次郎左衛門尉、渋谷新左衛門尉、四方田滝口左衛門尉、石河神次左衛門尉、薩摩左衛門三郎ら五名を斬首に持ち込み、⁽⁶²⁾弘安七年の時宗没後、矢継ぎ早に得宗権力の制度的確立、御家人保護の諸政策を打ち出した人物として安達泰盛が推定されている。⁽⁶³⁾外様御家人の

秋田城介安達泰盛⁶⁶は、得宗家の外戚で時頼政権を支え、自身の妹を時宗の妻とし、將軍の御恩奉行として時宗政権を助けた政界の重鎮で、内管領⁶⁷の平頼綱⁶⁸は、得宗公文所を管領しつつ侍所の所司をつとめた得宗御内の最高実力者である。両者の激突した弘安八年の霜月騒動は、得宗御内の斬首や執権時宗の崩御、執権貞時の外祖父である泰盛が迅速に新御式目を制定したことなど、一連の諸契機から勃発した事件と推察され、二月騒動もまた安達泰盛と平頼綱の対立を中心に、霜月騒動との連続面が考えられる。

五、霜月騒動とその周辺

弘安二年（一二七九）の熱原法難⁶⁹の折に聖人が門弟に警告した「一定として平（頼綱）等も城（泰盛）等もいかりて此一門をさんさんとなす事も出来せば、眼をひさい（塞）で観念せよ。」⁷⁰との一節からも推察されるように、頼綱と泰盛の覇権争いは、やがて北条時宗の死の翌年に起きた弘安八年（一二八五）の霜月騒動⁷¹に爆発し、執権貞時が内管領平頼綱の讒訴によって得宗政権を支えた最後の有力御家人安達泰盛一族を誅滅し、泰盛の母方の実家である小笠原一族を始め、伊東三郎左衛門、

田中筑後五郎左衛門尉、殖田又太郎入道、小早川三部左衛門尉、池上藤内左衛門尉、綱島二郎入道、南部孫三郎などの御家人、そのほか武蔵、上野の御家人の多数が討ち死に自害した。⁷²霜月騒動による自害者や討たれた者は五百人にのぼるといわれている。⁷³村井章介氏は、御家人安達泰盛の政治的立場が執権時宗の岳父で子の貞時の外祖父をつとめ、將軍を補佐する御恩奉行といった特殊な立場にあったことから、霜月騒動における得宗御内と外様御家人の対立概念には、得宗支持の御家人と泰盛支持の御家人の存在を考慮する必要性のあることを指摘している。⁷⁴

聖人の檀越で『大学三郎御書』に「坂東第一の御てかき」とみえる大学氏は、龍口法難の折の聖人の助命、左渡流罪の赦免に際して「身をすて、かたうどして候し人」で、書を交いして諸芸諸道に通じた安達泰盛と親交をもち、聖人は「いのりなんどの仰⁷⁵」を泰盛から依頼されていたことが同書にみえる。⁷⁶能書の大学氏は泰盛との親交を通じて聖人の助命に奔走したものと推察され、かかる一連の経緯から、聖人は泰盛の側に近い立場にあったのではないかと考えられている。⁷⁶

時頼と子の時宗によって得宗家とその御内の勢力が伸

張するなか、南条兵衛七郎、石河道念、高橋六郎兵衛入道などの駿河出身の御家人が鎌倉番役⁷⁷などの上洛の折に門弟に迎えられ、南条時光は聖人の身延入山直後から急速な師檀関係を展開し、駿河(由井氏、西山河合氏)・甲斐(波木井南部実長)⁷⁹・伊豆(新田四郎信綱)地方の御家人は、日興の同地方教練拡張の折に自身や檀越の血縁関係を通じて改宗している⁸⁰。これら一連の事態は、蒙古襲来の緊張とともに激化する外様御家人と得宗御内の軋轢が、かかる御家人層を聖人の教説に浸透させる一因となったものと推察され、その理由として以下のこと
が考えられる。

聖人は文永十一年(一二七四)に駿河国富士郡南方賀島に住む御家人高橋六郎兵衛入道との再会を希望しながら「するがの国は守殿の御領、ことにふじ(富士)などは後家尼ごせんの内の人々多し。故最明寺殿・極楽寺殿の御かたきといきどをらせ給⁷⁸なれば、き、つけられば各々の御なげきなるべし」と述べ、相模守時宗の得宗領内でおこる得宗権力との衝突を避けるため、北条重時の娘で時頼の後家となった尼御前の近親者が住む「ふじ(富士)かじま(賀島)のへん」に近づくことを門弟に禁じている。また建治元年(一二七五)八月十六日の

『妙心尼御前御返事』は、同じく駿河の御家人高橋氏の妻持妙尼に「わずかの日本国なれども、さがみ(相模)殿のうちのものと申⁷⁹をば、さうなくおそるる事候⁸⁰」と得宗御内が権勢を振るう有様を記し、さらに弘安元年(一二七八)五月三日の『窪尼御前御返事』にいたって木のしたなるむし(虫)の木をくらひたうし、師子のなかのむしの師子を食⁸¹うしなふやうに、守殿の御をんにてすぐる人々が、守殿の御威をかりて一切の人人ををどし、なやまし、わづらはし候うへ、上の仰⁸²とて法華経を失⁸³て、国もやぶれ、主をも失⁸⁴て、返⁸⁵て各々が身をほろぼさんあさましさよ。

〔『定遺』一五〇三頁〕

と述べ、執権時宗の側近である得宗御内に対し、日本国と得宗家を滅ぼす者として難じている⁸⁶。同書は得宗御内を「師子の中のむし」に譬えているが、具体的には平頼綱を指し、師子は国主時宗を意味する。

平頼綱は文永八年(一二七一)の法難の折に聖人を捕縛した得宗御内の最有力者で、聖人は日蓮捕縛は日本国の柱を倒すことだとし、頼綱に建長寺、寿福寺、極楽寺、長楽寺等の諸寺院の破却と念仏者、禅僧等の諸僧の斬首を諫告している⁸⁷。聖人は同十一年二月の佐渡配流赦免

後、都市鎌倉に戻ると、同四月八日に異国防御体制の中
枢にある頼綱との会見を交わし、このとき頼綱は国防上
の緊迫した事態から蒙古襲来の時期を問いただし、聖人
は直言密教の重用をとどめる旨を諫告しているが、頼
綱は国策の見知から対処して聖人の諫告を用いることは
なかったのである。

弘安二年に駿河国の得宗領鹿島荘内に位置する熱原瀧
泉寺の日秀、日弁等の同寺田地の刈田狼藉事件がおこる
と、瀧泉寺寺院主代兵衛左近入道行智による弥藤次入
道の訴えによって、日興の弟子日秀、日弁等の教化した
駿河の農民二〇名が都市鎌倉に連行されている。弥藤次
入道の訴え先は、熱原瀧泉寺が得宗領の鹿島荘にあった
ことから得宗領内の訴訟を取り扱う得宗公文所と考えら
れ、同公文所の頼綱は、取調べに際して駿河の農民に念
仏を強要している。このとき念仏にかわって妙法五字の
題目を唱えたため、神四郎、弥五郎、弥次郎ら三名は斬
首され、残りの農民十七名は禁獄に処されている。聖
人はかかる熱原法難を駿河一地域の弾圧ではなく全門下
の弾圧と受けとめ、門弟に異体同心の結束を訴えてい
る。⁽⁸⁸⁾

文永八年の法難や弘安二年の熱原法難にみられる幕府

権力の実体は、当時急速に勢力を伸張した得宗御内を支
柱とする得宗権力独裁化の影響下にあったものと推察さ
れ、かかる一連の事態から、聖人の教説を受けいれる御
家人層が文永年間以降に増加したものと考えられる。⁽⁸⁹⁾

このことは確立された聖人の仏教を御家人層が一個人と
して受容したまでのものであって、聖人が自身の仏教形
成の一要素に反得宗的心情を用いたものではないことは
いうまでもない。のちに平頼綱は安達泰盛と対峙して霜
月騒動に勝利を治めているが、『実躬卿記』の正応六年
四月二十六条に「城入道(泰盛)被_レ誅之後、彼仁(頼
綱)一向執_レ政、諸人恐懼、外無_レ他事候」と記されるよ
うに、弘安八年(一二八五)の霜月騒動以降、事実上の
独裁者して専制的恐怖政治を敷いた頼綱は、永仁元年
(一二九三)四月に謀反の疑いから執権貞時に誅滅され、
鎌倉経師谷の私邸において一族親類九〇余名とともに滅
んでいく。六老僧の日興は、永仁六年の『弟子分本尊目
録』に

弘安元年奉_ニ信始_一、処依_リ舎兄弥藤次入道訴_レ被_レ召_サ
上鎌倉_一終_ニ被_レ切_一頸畢。平左衛門入道沙汰也。

『興全』一二七頁)

と述べ、弘安二年の熱原法難における誅伐主体を得宗御

内平頼綱とし、同書は永仁元年の平頼綱の乱について
其後経十四年平入道判官父子発謀反被誅畢。
父子コレタ、事ニアラス。法華経現罰ヲ蒙レリ。

〔興全〕一二八頁)

と記述して、熱原法難の十四年後におきた主家貞時による平頼綱・飯沼助宗父子誅殺を「法華経の現罰」と結んでいる。

六、結びにかえて

日蓮聖人は源平内乱・承久の乱によって天照大神・八幡大菩薩の百王守護が公家から関東の源頼朝、北条義時へと移行したものと認識していた。聖人における政権の関東移行とは、公家政権による真言密教の重用と当代の禅、念仏の勃興が直接の原因で、武家政権下で統廃する三災七難の現証も同様に、得宗家を筆頭とする関東の悪法帰依に起因していた。このことから聖人は公武の争乱や国難の勃発もまた「謗法」の問題と深く関連づけて認識していたものと推察される。

ところで聖人が同時代人として伝え聞いた十三世紀の鎌倉武家政権の内乱は、得宗家と名越氏、御家人と得宗御内の対立を中心に密接な関係をもち、和田・三浦氏の

乱に際して義時・時頼は得宗家に拮抗する有力御家人の和田義盛・三浦泰村・千葉秀胤一族を誅滅し、宮騒動・二月騒動の折に時頼・時宗は北条氏一門の名越光時・教時・時章・北条時輔を処断して得宗家を主軸とする強固な支配体制を樹立した。なかでも時頼は寛元四年と宝治元年に一門名越氏と御家人三浦氏の機先を制し、聖人は文応元年に『立正安国論』を進献して「自界叛逆難」の必然を時頼に諫告していた。^(註)時頼の出家以降、得宗政権をめぐる安達泰盛と平頼綱の軋轢は、文永九年の二月騒動を経た時宗没後の翌年に顕在化し、霜月騒動と平頼綱の乱によって両者の拮抗は終焉を迎え、聖人の自界叛逆難の諫告は、得宗家の眼前に成就していたのである。

【略称一覧】

『定遺』…『昭和定本日蓮聖人遺文』
『興全』…『日興上人全集』
『富要』…『富士宗学要集』
『群書』…『群書類従』
『統群書』…『統群書類従』

註

(1) 鎌倉時代の災難と『立正安国論』の説示する三災七難を

検討したものととして、拙稿「『立正安国論』の飢疫について」(『日蓮教学研究所紀要』二十五号所収)を参照していただきたい。

(2) 高木豊著『聖人とその門弟』第六章第二節「日蓮の危機意識」(二七八～二八二頁)。

(3) 大森志朗稿「中世末法観としての百王思想」(『文化』二卷七号所収)。西田長男稿「百王思想、その超克」(『國學院雑誌』四二卷五・六号所収)。

(4) 家永三郎教授退官記念論集『古代・中世の社会と思想』に初出。のちに高木豊著『鎌倉仏教史研究』に収録される。

(5) 『定遺』二〇九頁。

(6) 『定遺』四二二頁。

(7) 『定遺』八七八頁。

(8) 第八十五代仲恭天皇に関する説示は、弘安三年十二月十六日(聖人五十九歳)の『四条金吾許御文』に「東一条」(『定遺』一八二四頁)とみえる。

(9) なお『日眼女釈迦仏供養事』に「天照太神・八幡大菩薩も其本地は教主釈尊也。」(『定遺』一六二二頁)と説示するように、天照・八幡二神を本仏釈尊の垂迹と受けとめ、かかる二神の百王守護を強調する一方で、聖人が「八幡大菩薩」を武家の守護神として尊重する背景には以下の事が考えられる。都市鎌倉の中央に位置する「鶴岡八幡宮寺」は、源頼義が源氏の守護神石清水八幡宮を由比ヶ浜に勧請したものを、源頼朝が現在の地に移したもので、幕府開創

以来、幕府の宗教センターとして種々の神事や仏事が行なわれていた。また武家法の『御成敗式目』第一条に「可修理神社専祭祀事」との法制が定められ、『式目』起請文に「八幡大菩薩」の名が勧請されている(天照大神の名はみえない)。聖人は『新尼御前御返事』に「八幡大菩薩は昔は西府にをはせしかども、中比は山城国男山に移り給、今は相州鎌倉鶴が岡に栖給。」(『定遺』八六八頁)と述べ、八幡大菩薩が筑前の太宰府から山城国男山をへて鎌倉鶴岡へと移住したものと認識していた。聖人が天照大神とともに八幡大菩薩を武家の守護神として尊重する背景には、鎌倉武家政権と鶴岡八幡宮寺の密接な関係を考慮する必要があるものと推察される。

(10) 『神国王御書』(『定遺』八八三頁)。

(11) 『三沢鈔』(『定遺』一四四九頁)。

(12) 『定遺』一一七五頁。

(13) 『定遺』一三二九頁。

(14) 『定遺』一三五九頁。

(15) 日蓮聖人の「承久の乱」にたいする論評は、川添昭二稿「日蓮の史観と真言排撃」(『芸林』八卷一号)、戸頃重基稿「承久の乱にたいする日蓮の論評」(同『日蓮の思想と鎌倉仏教』第三編第三章)、玉懸博之稿「日蓮の歴史観―その承久の乱にたいする日蓮の論評をめぐって―」(『日本思想史研究』五号)、高木豊稿「鎌倉仏教における歴史の構想」(同『鎌倉仏教史研究』第二部Ⅶ)、岡元鍊城稿「日蓮聖人

と承久の乱」（河村孝照・石川教張編『日蓮聖人大事典』、鶴岡雅代稿「日蓮聖人の歴史認識―承久の乱の論評を中心―」（『日蓮教学研究紀要』二二号）等を参照した。

- (16) 『定遺』二一九頁。なお『立正安国論』に禅宗批判が内在していることは次の遺文から明かである。『宿屋入道許御状』「確日蓮引諸経、勸_レ之念仏宗與_レ禅宗等有_レ御帰依_レ之故日本守護諸大善神作_レ願_レ志、所_レ起災也」（『定遺』四二四頁）。『法門可被申様之事』「故最明寺殿入道に向て、禅宗は天魔のそい（所為）なるべし。のちに勘文もてこれをつけしらしむ」（『定遺』四五五頁）。『故最明寺入道殿見参御書』「為_レ三天魔所為_レ之由故最明寺入道殿見参之時申_レ之。又立正安国論_レ之」（『定遺』四五六頁）等。なお『安国論』の禅宗批判に関する問題は、拙稿「『立正安国論』の対告衆をめぐる問題（続）―北条時頼と關溪道隆―」（『日蓮教学研究紀要』二六号所収）を参照していただきたい。
- (17) 『定遺』四二二頁。
- (18) なお永仁三年（一二九五）九月の撰述とされる『野守鏡』は、天台教学に詳しく台密を重んじる立場から「禅念両宗の人さととりやすく行じやすきをたてて。学をわすらはしくせざるによりて。人みなこれに帰して顕密の法学する人も稀になれり。」（『群書』二七輯五〇三頁）と記述し、新興の禅・念両宗が易行の法門を説き、難解な顕密仏教（天台法華宗）の法門を学する人は稀であるとし、禅・念の興隆による顕密仏教（天台）の衰退を述べている。また同書は

専修念仏の失を十種あげ、つづいて

「かの念仏は後鳥羽院の御代の末つかたに。住運安楽などいひしその長としてひろめ侍けり。これ亡国の声たるがゆへに承久の御乱いできて王法をとろへたりとは。」（『群書』二七輯五〇二頁）

と記述して、公家の後鳥羽院の敗退を専修念仏の流布に見いだしている。上述の法然の直弟子住連・遵西は専修念仏の流布に尽力し、後鳥羽院から断罪された念仏者である。同書はさらに禅宗の失を十種述べ、末法におよんで日本国の仏法衰退は著しく、この事態を警告するために宇佐八幡は「異国の難」（蒙古襲来）をおこしたと記し、当代禅宗の興隆を次のように述べている。

「又関東大地震動して神堂はたふれやけたりしに。律院はつつがなかりけるこそふしぎにおぼえはべれ。禅宗の諸国に流布する事は関東に建長寺を建てられしゆへ也。是まことに神慮にかなはざりけるやらん。建長・正嘉・正元打続き人のやみうせ飢饉せし事おびただしかりし事ぞかし。是をまた思ひ咎むる人なかりしかば、文永に慧星いで、また箱崎宮焼しも、御託宣の旨をさとる人なかりし程に異国の難きたり侍りき。それよりして今に至るまで、国のさはぎとなり、また後鳥羽院の御時、建仁寺いできてのち王法衰へ、かの寺禅院の洛陽にたてし初め也。聖徳太子の御記文に建の字の年号の時世中あらたまるべき由見えて侍り、かの御時建の字の年号のみ多かりしにあはせて、まづ王法衰

へにき。すでに都鄙建の字の年号の時禅院みなたちはじめ
てのちより、仏法すゑになれり。恐るべきはこの建の字、
つゝしむべきはまた禅の法也。」(『群書』十七輯五〇八、
九頁)

すなわち宇佐八幡は「異国の難」の警鐘として建長、正嘉、
正元年間に関東の地に飢饉・疫病を発生させ、文永年間に
彗星を現わして箱崎八幡宮を炎上させたが、宇佐八幡の神
慮を覚る者が現れなかったので日本国は蒙古に襲来された
のである。聖徳太子の未来記は、「建」の元号の時代に世
が変革すると預言しているが、後鳥羽院の時代の建仁寺創
建と時頼の建長寺創建以降、関西(公家)と関東(武家)
では王法が衰えた。恐るべきは「建」の寺、慎むべきは
「禅の法」であると説示するのである。これらの記述から
上述の『野守鏡』は、公家政権(後鳥羽院)敗退の原因を
念・禅の興隆と顕密仏教の衰退に見いだし、武家政権(得
宗家)の衰退もまた、禅宗の興隆に求め、諸国に禅宗の流
布した要因を時頼の建長寺創建と記述する点が特徴的であ
る。

(19) 北川前肇著『日蓮教学研究』第一編第二章「日蓮聖人の
法華経色説と「未来記」の思想」(八〇〇〜一八九頁)。
(20) 『三蔵祈雨事』に「日蓮仏法をこゝろみるに、道理と
証文とはすぎず。又道理証文よりも現証にはすぎず。」
『定遺』一〇六六頁)と述べ、『教行証御書』に「一切は
現証には不_レ如。」(『定遺』一四八四頁)と説示するように、

聖人は三証(文証、理証、現証)を自己の仏法受容の基準
とし、三証のなかでもとりわけ現証を重んじた。文証とは
経文による証を指し、理証とは思考を媒介とした道理によ
る証、現証とは客観的な事実に基づく証を意味する。『立
正安国論』もまた、『安国論御勸由來』に「日蓮見_テ世間
体、粗勘_ニ一切経、御祈請無_レ驗、還増_ニ長_ク凶悪_ノ之由道理文証
得_レ之了。」(『定遺』四二一〜二頁)と述べることから、三
証に基づいて撰述された「私の勸文」と推察される。

(21) 『宝髻法重事』(『定遺』一一七九頁)、『単衣鈔』(『定遺』
一一〇六頁)等。

(22) 『小乘大乘分別鈔』(『定遺』七七四頁)、『淨蓮房御書』
(『定遺』一〇七六頁)、『上野殿御返事』(『定遺』一八五八
頁)等。

(23) 『淨蓮房御書』(『定遺』一〇七六頁)、『下山御消息』
(『定遺』一三四二頁)等。

(24) 『四条金吾殿御返事』(『定遺』一三〇四頁)、『真言七重
勝劣』(『定遺』二二二五頁)等。

(25) 『崇峻天皇御書』(『定遺』一三九三頁)、『孟蘭盆御書』
(『定遺』一七七五頁)等。

(26) 『兄弟鈔』(『定遺』九二六頁)、『種種御振舞御書』(『定
遺』九七二頁)、『秋元御書』(『定遺』一七三四頁)等。

(27) 『立正安国論』(『定遺』二一九頁)、『安国論御勸由來』
(『定遺』四二二頁)、『真言見聞』(『定遺』六五〇頁)、『祈
禱鈔』(『定遺』六八一〜三頁)、『神国王御書』(『定遺』八

八五頁)、『種種御振舞御書』(『定遺』九七九頁)、『撰時抄』(『定遺』一〇四五頁)、『三三歲祈雨事』(『定遺』一〇六八頁)、『高橋入道殿御返事』(『定遺』一〇八九〜九〇頁)、『報恩抄』(『定遺』一二三六頁)、『四条金吾殿御返事』(『定遺』一三〇四頁)、『下山御消息』(『定遺』一三三九頁)、『頼基陳狀』(『定遺』一三五九頁)、『兵衛志殿御返事』(『定遺』一三八八頁)、『三沢鈔』(『定遺』一四四九頁)、『本尊問答抄』(『定遺』一五八二〜四頁)、『滝泉寺申狀』(『定遺』一六七九頁)、『秋元御書』(『定遺』一七三七頁)、『諫曉八幡鈔』(『定遺』一八四二頁)、『富城入道殿御返事』(『定遺』一八八六〜七頁)等。

(28) 『頼基陳狀』(『定遺』一三五七〜八頁)等。

(29) 『佐渡御書』(『定遺』六一二〜三頁)等。

(30) 二月騒動は文永九年二月十一日に鎌倉で名越時章、教時が誅殺され、同十五日に京都で六波羅探題南方の北条時輔が誅殺された事件で、日蓮遺文にみられる二月騒動の記述は以下の通りである。文永九年三月二十日『佐渡御書』(『定遺』六一〇〜六一三頁)、文永九年五月二五日『日妙聖人御書』(『定遺』六四七頁)、文永十一年十二月十五日『顕立正意鈔』(『定遺』八四一頁)、文永十二年四月十六日『兄弟鈔』(『定遺』九二五頁)、建治元年『種種御振舞御書』(『定遺』九六三・九七六頁)、建治元年『智慧亡国御書』(『定遺』一一三一)、建治二年一月十一日『清澄寺大衆中』(『定遺』一一三四頁)、建治二年三月『光日房御書』(『定遺』一一五四頁)、建治三年六月二五日『頼基陳狀』(『定遺』一三五八、一三六〇頁)、建治三年七月『四条金吾殿御返事』(『定遺』一三六三頁)、弘安元年九月六日『妙法比丘尼御返事』(『定遺』一五六一〜二頁)、弘安二年九月十五日『中興入道御消息』(『定遺』一七二六頁)、『秋元御書』(『定遺』一七三五頁)等。

(31) 十五頁、『前進座』四卷所収)。

(32) 『定遺』九七二頁。

(33) 『定遺』九二六頁。

(34) 『定遺』一七三四頁。

(35) 『興全』四頁。

(36) 『吾妻鏡』の寛元四年五月二十四日条に「今申刻。鎌倉中人民不_レ静。資財雜具運_レ陰_二東西_一云云。已被_レ固_レ辻_一。(略)夜半皆著_二甲冑_一。揚_レ旗。面_レ面任_二雅意_一。或馳_二參幕_一府。或群_二集_一左親衛(時頼)辺_二云云_一。巷説縦横。故遠江入道生西子息(光時)挿_二逆心_一。粹発覚_二之由_一云云」とみえ、同五月二十五日条に

「世上物騒未_レ休止。左親衛(時頼)宿館警固敢_レ不_レ緩。甲冑軍士。困_二繞四面_一。卯_一一点。但馬前司定員称_二御使_一。參_二左親衛第一_一。而_レ不_レ可_レ入_二于殿中_一之旨。依_レ令_二下_二知于諏方兵衛入道。尾藤太平三郎左衛門尉等_一給_上。忽退出云云。越後守光時令_レ待_二宿御所中_一之所。今晚家人參喚出程。白地即退出_二訖_一。並無_二帰參之儀_一。落飾_二献_二其髻_一於左親衛_一。是_レ可_レ追討左親衛_一之由。成_二一味同心_一。不_レ可_レ改

変^ス之^レ趣^ニ。相互書^ニ、連署^シ起請文^一。其張本者在^ニ名越一流^一之由。風聞^{スル}之間。及^ニ此儀^一。舍弟尾張守時章。備前守時長。右近大夫將監時兼等者。無^ニ野心^一之旨。兼^ニ以依^レ令^ニ陳謝^一。無^ニ殊事^一云云。其後。但馬前司定員坐^レ事出家^一。と記述している。本記述によれば、名越光時の時頼打倒は都市鎌倉の騷憂を招き、五月二十四日の段階で時頼の宿館一帯が昼夜を問わず警戒態勢にあったことがわかる。同書は宮騷動の原因を光時の「逆心」と記し、光時は事態が発覚すると、落飾して自身の髻を時頼に献上して陳謝し、二度と謀反を起こさぬことを連署の起請文に記し、名越光時の弟時章、時長、時兼は時頼に野心なきことを誓い、事件後、藤原定員が出家していたことを確認できる。このほか寛元四年の宮騷動に関する記述は、『北条九代記』の寛元四年条に

「今年閏四月鎌倉中騷動^ス。号^ス宮騷動^ト。越後守光時為^シ將軍家近習^ト。伺候之間。夜夜來興^參候。内内勤^{メル}申^テ御謀反^反之間。有^ニ其聞^一。七月光時出家。但馬前司藤原定員被^レ召禁^ス。城介義景預^ト云々。七月十一日入道將軍御帰洛。前大僧正道慶以下高僧多上洛。」〔統群書〕二九輯上四一五頁）とみえ、『保曆間記』の寛元四年十九日条に

「武藏守経時死去ス。舍弟時頼于時左近太夫。同閏四月江馬越後守光時。相模守朝時嫡子。將軍ノ近習シテ御気色吉リケルガ。驕心有テ。我ハ義時ガ孫也。時頼ハ義時ガ彦也。光時將軍ノ權ヲ執ラセント企ケル程ニ。將軍モ光時ニ心ヲ

被^レ寄ケルニヤ。此事顯テ同七月八日光時遠流セラル。同十一日入道將軍モ御上洛有ケリ。」〔群書〕二六輯四九頁）と説示している。本記述から『北条九代記』は宮騷動を名越光時の「謀反」と記し、『保曆間記』はかかる騷動の原因を名越光時の「驕心」と説示、光時の伊豆配流を『吾妻鏡』の六月十三日に対して「七月八日」と記述している点が特徴的である。

(37) 『吾妻鏡』寛元四年五月二十五日条。なお『吾妻鏡』の寛元四年六月十三日条に「入道越後守光時。法名連智配流。赴^{セリ}伊豆国江馬宅^ニ。越後國務以下所帶之職収^公大半之^一。又上総権介秀胤被^レ追^ニ下上総國^一。有^ニ相度事^一之由。依^レ令^ニ露頭^一也。」とみえ、本記述によれば、名越光時は出家して法名を連智と号し、宮騷動以後、伊豆国江馬宅に遠流され、越後の國務以下の所職の大半を失っていたことが確認できる。

(38) 『吾妻鏡』の寛元四年の六月七日条に「前佐渡守基綱。前太宰少弐為佐。上総介秀胤。前加賀守康持等。有^ニ事被^レ除^ニ評定衆^一。」と説示している。

(39) 『吾妻鏡』寛元四年六月七日条に「康持被^レ止^ニ問注所執事^一云云。」とみえる。

(40) 磯川いづみ稿「北条氏庶家名越氏と宮騷動」〔鎌倉〕八六号所収。

(41) 『四条金吾殿御返事』〔定遺〕一八〇〇頁。

(42) 川添昭二稿「北条氏一門名越（江馬）氏について」〔日

本歴史」四六四号所収)。

(43) 『定遺』六一二—三頁。

(44) 拙稿『立正安国論』の対告衆をめぐる問題(続)——北条時頼と蘭溪道隆——(『日蓮教学研究紀要』二二六号所収)を参照していただきたい。

(45) 川添昭二稿「二月騒動と日蓮——自界叛逆難——」(『前進座』四卷所収)。

(46) 前掲「北条氏一門名越(江馬)氏について」(一—二頁)。

(47) 『保曆間記』は二月騒動について

「同九年二月六波羅探題ノ代官ハ時宗ガ兄也。式部丞時輔ト申。舎弟ニ越ラレテ。年来謀反ノ志有ケルガ此事顕テ。

関東ニモ。同十一日尾張入道見西時章。遠江守教時誅セラレ畢。見西ハ無罪ノ間。討手大藏次郎左衛門尉。渋谷新

左衛門尉。四方田龍口左衛門尉。石河神次左衛門尉。薩摩左衛門三郎等首ヲハネラレ畢。教時ガ討手ハ賞罰モナカリ

ケリ。中御門中将実隆召籠レヌ。其外人太多損ジタリ。同十五日式部丞時輔モ六波羅ニテ誅セラル。時輔遁テ吉野ノ

奥ヘ立入テ行方不知。是ヲ二月騒動ト申ケリ。」(『群書』二六輯五〇頁)

と述べている。本記述によれば、二月騒動の原因は執権時宗の庶兄時輔の謀反の志が関東に事頭れたためで、その内実は、文永九年二月十一日に幕府の討手によって名越時章、教時が誅殺され、のちに時章の無実が判明すると討手五名(大藏次郎左衛門尉、渋谷新左衛門尉、四方田龍口左衛門

尉、石河神次左衛門尉、薩摩左衛門三郎)は斬首され、教時を誅殺した討手には賞も罰もなく、前將軍宗尊親王の側近の中御門中将実隆は召し籠められたらしい。さらに本記述から同十五日に執権時宗の庶兄時輔が六波羅探題にて誅殺されたことが確認できる。

(48) 佐藤進一著『増訂鎌倉幕府守護制度の研究』二一七頁、川添昭二稿「鎌倉・南北朝時代における少式氏の所領」(『九州文化史研究紀要』十一号所収)。

(49) 『吾妻鏡』の文応二年(弘長元年)正月四日条に「而最明寺殿公達御事。有^レ可^キ被^ル載^セ于如^キ散状^ノ之次第^ナ。所謂相模太郎(時宗)。同四郎(宗政)。同三郎(時輔)。同七郎(宗頼)如^レ此。是禪室内内所^ル思^ハ食^ハ也。」との記述を認認できる。

(50) 『国史大辞典』「六波羅探題」の項参照。

(51) 註(30)参照。

(52) なお『種種御振舞御書』は「只今世乱^レて、それともなくゆめ(夢)の如^クに妄語出来して、此御一門どしうち(同士討)して、後には他国よりせめらるべし。例せば立正安国論に委しきが如し。かやうに書付^テて、中務三郎左衛門尉が使にとらせぬ。つきたる弟子等もあらざ(強義)かなと思へども、力及ばざりげにてある程に、二月の十八日に島に船つく。鎌倉に軍あり、京にもあり、そのやう申^ス計なし。六郎左衛門尉其夜にはやふね(早舟)をもて、一門相具してわたる」(『定遺』九七六頁)と記述して、聖人が流罪地

佐渡で二月騒動の直後に情報を得ていたと記している。

- (53) 『定遺』 六四七頁。
(54) 『定遺』 六一〇、六一二頁。
(55) 『定遺』 六一九頁。
(56) 『定遺』 一二六三頁。
(57) 主君江馬氏とその被官四条頼基の信仰を交いした主従関係の軋轢を改善すべく聖人が代筆した『頼基陳状』（『定遺』一三五八頁）によれば、二月騒動の折に四条頼基が江馬氏のもとへ馳せ参じ、被官八名と共に自害を決意していたが、実際には江馬氏に危害はおよばず安泰で、騒動以後、江馬氏から以前にも増して信頼を得たとする記述を確認できる。
(58) 『定遺』 一一三四頁。
(59) 『定遺』 一一五四頁。
(60) 『撰時抄』に「去し文永八年九月十二日申時に平左衛門尉向云、日連は日本国の棟梁なり。予を失は日本国の柱礎を倒なり。只今に自界反逆難とてどしうちして、他国侵逼難とて此の国の人々他国に打殺るのみならず、多くいけどりにせらるべし。建長寺・寿福寺・極楽寺・大仏・長楽寺等の一切の念仏者・禅僧等が寺塔をばやきはらいて、彼等が顔をゆひのはまにて切らずば、日本国必はるぶべしと申候了。」（『定遺』一〇五三頁）と説示している。

- (61) 『定遺』 一五六二頁。
(62) 『定遺』 九二五頁。
(63) 『秋元御書』（『定遺』一七三五頁）。

(64) 南基鶴著『蒙古襲来と鎌倉幕府』第一章第二節「対外的危機の高まりと「二月騒動」」（五三～四頁）参照。

(65) 細川重男著『鎌倉政権得宗専制論』第二章第一章「弘安新御式目」と得宗専制の成立」（二二～二六四頁）参照。

(66) 多賀宗準稿「秋田城介安達泰盛」（『史学雑誌』五二篇九八号所収）、武井尚稿「安達泰盛の政治的立場 得宗専制体制成立の一側面」（『埼玉民衆史研究』創刊号）、川添昭二稿「安達泰盛とその兄弟」（『棲神』五三号所収）、岡元鍊城稿「日連聖人と秋田城介安達泰盛（上）（下）」（同『日連聖人遺文研究』第一巻）。

(67) 『国史大辞典』「内管領」の項参照。

(68) 山川智応稿「平左衛門尉の父祖と其の位地権力及び信仰」（同『日連聖人研究』第一巻）、渡辺晴美稿「得宗被官平氏および長崎氏の世系について」（『政治経済史学』一一五号所収）、川添昭二稿「日連と平頼綱」（『法華』第七九八号所収）、森幸夫稿「平・長崎氏の系譜」（『吾妻鏡人名総覧——注釈と考証——』所収）。細川重男著『鎌倉政権得宗専制論』第一部第四章「得宗家執事長崎氏」（二二三～一八六頁）。

(69) 堀日亨著『熱原法難史』、同『富士日興上人評伝』第三章第三節「熱原の法難」（七三～一二五頁）、高木豊著『日連とその門弟』第四章「熱原法難の構造」（一九三～二二一頁）。

(70) 『聖人御難事』(『定遺』一六七四頁)。なお本遺文の系年
は弘安二年十月一日である。

(71) 『保暦間記』に「同(弘安)八年四月十八日貞時任^{セラル}相模守」。為ニ泰盛。頼綱。中惡シテ互ニ失ハントス。共ニ種々ノ讒言ヲ成程ニ。泰盛ガ嫡男秋田城介宗景ト申ケルガ。橋ノ極ニヤ。曾祖父景盛入道ハ右大将頼朝ノ子成ケレバトテ。俄ニ源氏ニ成ケリ。其時頼綱入道折ヲ得テ。宗景ガ謀反ヲ起シテ。將軍ニ成ラント企テ源氏ニ成由訴フ。誠ニ左様ノ氣モ有ケルニヤ。終ニ泰盛法師法名覚真。子息安景。

弘安八年十一月十七日誅セラレケリ。兄弟一族天外刑部卿相範。三浦対馬守。隠岐入道。伴野出羽守等志有ル去ルベキ侍ドモ。彼ノ方人トシテ亡ニケリ。是ヲ霜月騒動ト申ケリ。〔『統群書』二六輯五一頁〕とみえる。同書は弘安八年の霜月騒動の原因を、泰盛の子の宗景が曾祖父景盛が頼朝の子であるからといって源氏に改姓したのを、得宗御内の平頼綱によって安達氏は謀反を計画していると言われていると貞時に讒言されたためであると説示している。

(72) 多賀宗集稿「弘安八年「霜月騒動」とその前後―執権政治の一考察」(『歴史地理』四八九号所収)、同「弘安八年「霜月騒動」とその波紋」(『歴史地理』五〇三号所収)、佐藤新一著『鎌倉幕府訴訟制度の研究』、同「鎌倉幕府政治の専制化について」(竹内理三編『日本封建制成立の研究』所収)、相田次郎著『蒙古襲来の研究』第八章第二節「弘安再度の合戦に於ける恩賞」、新田英治稿「鎌倉後期の

政治過程」(石波講座『日本歴史6』中世2所収)、網野善彦著『蒙古襲来』下巻(二〇〇〜三八頁)、石井進稿「霜月騒動おぼえがき」(同「鎌倉武士の実像―合戦と暮しのおきて―」、川添昭二著『九州中世史の研究』第一部第三章「岩門合戦再論―鎮西における得宗支配の強化と武藤氏―」、村井章介「執権政治の変質」(『日本史研究』二六一号所収)、細川重男著『鎌倉政権得宗専制論』参照。

(73) 多賀宗集稿「弘安八年「霜月騒動」とその波紋」(二)三頁。『歴史地理』五〇三号所収。

(74) 村井章介稿「安達泰盛の政治的立場」(一三二〜四頁、『中世東国史の研究』所収)

(75) 『定遺』一六一九頁。『日蓮聖人遺文辞典』歴史篇「大学三郎」の項参照。

(76) 高木豊著『日蓮とその門弟』第六章第二節「日蓮の危機意識」(二八〇〜二八一頁)参照。

(77) 五味克夫稿「鎌倉御家人の番役勤仕について」(『史学雑誌』六三卷一〇号所収)、安田元久著『鎌倉御家人』第五章「御家人体制の構造」第六章「御家人体制の移りかわり」参照。

(78) 文永十一年七月「上野殿御返事」(『定遺』八一九頁)。日蓮聖人は文永十一年五月十七日に甲斐国波木井郷に到着し、同六月十七日から身延の庵室に住している。

(79) 宮崎英修著『波木井南部氏事蹟考』第一章「第四章」(一〇五〜一四八頁)。なお弘安八年の霜月騒動に加わった御

家人南部孫次郎（『梵網疏日珠鈔』紙背文書）は甲斐の波木井南部実長の同族と考えられている。

(80) 堀日亨著『富士日興上人詳伝』第十二章「俗弟子列伝」（七〇三―八二二頁）。『大宅氏系図』の「大宅光延」に付される「頼朝公之時。於駿河。高橋、油比、西山領主也。」（『統群書』七輯上一三四頁）との記述によれば、大宅光延は源頼朝の時代に高橋、由井、西山（河合）氏の領主であつたらしい。このことから大宅氏から分流した高橋、由井、西山（河合）氏は御家人だつたと考えられている。なお日興筆「弟子分本尊目録」の記述から駿河国富士郡南方賀島に住した高橋六郎兵衛入道は同富士郡重須に住した西山河合氏や六老僧の日興と姻戚関係にあり、由井氏もまた日興の弟子となつていたことを確認できる（『興全』一二五―六頁）。

ところで鎌倉時代末期に成立した「沙汰未練書」は「御家人トハ、往昔以来、為「開発領主」。賜「武家御下文」人事也。開発領主トハ根本私領也。又本領トモ云。」（『統群書』二五輯上六頁）と記し、同書は御家人とは「御下文」を賜つて根本私領を有する武家將軍奉公の者と規定し、佐藤進一氏は『幕府論』（中央公論社、二二頁）のなかで「御家人・非御家人の別すなわち將軍の直屬家臣であるかどうかの別は、何によって定まるかといえ、それは鎌倉將軍に対して、その家人たることを誓い、將軍からはこれを確認した証として下文を賜わることである。（略）ところで御家人

たるものは、このように安堵乃至恩給という將軍の御恩を受ける反面、將軍に対して義務を負う。戦時のそれは姑らく措いて、平時についていえば、京都鎌倉大番役の如き軍事勤務、関東御公事の如き貢租義務がその主な内容である。そこで本御下文の所持と公事番役の勤仕とが、御家人たることを示す二大外的標識とされた。」と述べている。かかる記述から東国の御家人の二大外的標識が「御下文」と「御公事」にあつたことを理解できる。

駿河の南条氏の場合、南条時光が延慶二年二月二三日に子の二郎時忠に駿河国富士上方上野郷および相模国舞岡の一部を「御下文・てつぎのものそ（手継文書）」を副えて譲っている。同書（南条時光讓状）には「御下文・御くうじ（御公事）」の語がみえ、南条時光の子の左衛門三郎にも伊豆の給田を「御くだし文（御下文）」を副えて譲っている（『富要』八卷一三―四頁）。また元亨元年七月二五日の南条大行（時光）讓状に「御くだしぶみ」の語が確認される（『富要』八卷二六頁）。このほか時光に関する正和五年三月十六日の南条大行（時光）置文、元亨四年二月十三日の南条大行（時光）売券案、元徳三年十一月十八日の南条大行（時光）讓状等が散見され（『富要』八卷二五―九頁）、総じて時光は駿河国富士郡下方上野郷、伊豆国田方郡南条の他に相模（舞岡）、丹波（小椋庄）、駿河（蒲原庄・関島）方面にも少郷ながら所領を有していたことを確認できる。また南条氏と姻戚関係にある新田氏の場合、正和元

年十一月十一日の新田頼道、新田行道、新田行時、沙弥日道連署議状に新田頼綱の死去に際して兄弟とその子息が所有地を分配している。これに対して元応二年二月十六日付けの相模守(執権)武蔵守(連署)の外題安堵が存在している(『富要』八卷二二―二百)。さらに南条氏と姻戚関係にある石河氏の場合、建武二年正月六日に石河実忠が孫三郎に駿河国稲河郷惣領職および富士上方重須総領職を「御下し文・手継の証文」を副えて譲っている(『富要』八卷一四八頁)。こうした記述から聖人の門弟の高橋、由井、西山(河合)、南条、新田、石河氏は御家人だったと考えられる。

(81) 『高橋入道殿御返事』(『定遺』一〇八九頁)。

(82) 『定遺』一一〇四頁。

(83) 『種種御振舞御書』(『定遺』九七一頁)。

(84) 註(60) 参照。

(85) 『法蓮鈔』(『定遺』九五五頁)、『撰時抄』(『定遺』一〇五三―四頁)、『高橋入道殿御返事』(『定遺』一〇八八頁)。

(86) 『滝泉寺申状』の「訴状云今月(九月)二十一日催_レ数多_ク人勢_ヲ、帶_テ弓箭_ヲ、打_チ入院主分_ノ之御坊内_ニ、下野房乗馬相具熱原百姓紀次郎男立_ヲ、点札_ヲ、取_リ作_ル毛_ヲ、取_リ入_ル日秀住房_ヲ、畢_ス云云。取意。」(『定遺』一六八〇頁)との記述から、瀧泉寺寺院主代平左近入道行智の訴えによって弘安二年九月二十一日に日秀等の刈田狼藉事件が発生していたことを確認できる。本事件は浄土教の信奉者であった左近行智が同地方で農民

に教えを弘めた日秀等の活動を阻害しようと、秋の収穫期を機に、日秀等が諸宗を誹謗し、刈田狼藉を行ったと訴え、日秀等の教化した農民二〇名が都市鎌倉に連行された事件である。刈田狼藉事件の様相は、『伯耆殿御返事』の「大体_ニ此趣_ト可_キ書_上敷_ト。但熱原百姓等令_ニ安堵_セ者日秀等別_レ不可_レ有_ル問注_敷。」および「行智証人を立_シ申_ス者彼等の人々行智と同意して百姓等か田畠数十疇、取る由申_レ之。」(『定遺』一六七六頁)との記述から、実際には左近行智によって画策された事件であったことが知られている。

(87) 日興の『弟子分本尊目録』は、熱原法難に関して「一、富士下方熱原郷住人神四郎。一、富士下方同郷住人弥五郎。一、富士下方熱原郷住人弥次郎。此三人、越後房・下野房弟子二十人之内也。弘安元年奉_ニ信始_ト、所依_テ舎兄弥藤次入道訴_レ被_レ召_ニ上鎌倉_ニ終_ニ被_レ切_テ頸_ヲ畢_ス。平左衛門入道沙汰也。子息飯沼判官_ト、ヒキメヲ以_テ散_ラ行射_ヲ、可_キ申_ス念_シレ之旨再三雖_モ責_メ之、二十人更_ニ以_テ不_レ申_ス之間張本_ト三人、召_リ禁_ス所_ニ令_ニ断罪_ト也。枝葉十七人者雖_モ令_ニ禁獄_ト終_ニ放_シ畢_ス。」(『興全』一二七―八頁)と説示している。本記述から、弘安元年の弥藤次入道の訴えによって越後房(日弁)と下野房(日秀)の弟子ら二〇名(農民)が鎌倉に連行され、頼綱、資宗親子によって弟子らは再三にわたって念仏を強要されたが、かえって題目を唱えたため、駿河の神四郎、弥五郎、弥次郎ら三名が頸を切られ、その他の弟子が禁獄されたことを確認できる。なお熱原法難の折に、日秀等の弟

子が題目を唱えたことは、『変毒為薬御書』に「彼等蒙^ル御
勘氣^ニ之時奉^レ唱^ス」南無妙法蓮華經^ト云云。偏非^ニ只事^ニ。定^メ
平金吾之身入^ニ易^ス。十羅刹^ヲ試^ミ。法華經^ヲ行者^ノ歎^ム。例^セ如^シ
雪山童子・尸毘王等^ノ。将^テ又^テ悪鬼人^ニ其身^ヲ者歎^ム。〔定遺〕
一六八三頁〕とみえる。

(88) 『聖人御難事』〔定遺〕一六七四頁〕。

(89) 文永元年十二月十三日の『南条兵衛七郎殿御書』〔定遺〕
三一九頁〕に初見される駿河国富士郡上野郷の南条兵衛七
郎は、鎌倉番役の折に都市鎌倉で聖人の門弟となったと考
えられている。南条氏は文永元年の入信後まもなく死去し、
のちに聖人が駿河上野郷にある南条氏の墓所に詣でている
〔『上野殿御返事』『定遺』八一九頁、『春之祝御書』『定遺』
八五九頁〕。南条氏と姻戚関係にある駿河国富士郡重須の
石河道念も鎌倉上番の折(建武二年正月六日石河実忠讓状
『富要』八卷一四八頁)に同地で聖人の門弟となったものと
推察され、弘安元年四月一日の『上野殿御返事』に「石
河の兵衛入道(石河道念)〔『定遺』一四九〇頁〕とみえ
る。駿河国富士郡賀島の高橋六郎兵衛入道は、建治元年七
月十二日の『高橋入道殿御返事』に初見されるが、本遺文
の記述から〔『定遺』一〇八九頁〕、鎌倉上番の折に同地で
聖人の門弟に加わったものと考えられている。

このほか日興の教線拡張(駿河、甲斐、伊豆)の折に帰
依した人物は以下の通りである。甲斐国南巨摩郡波木井郷
に住した波木井南部実長の場合、子息実継と日興の親交を

通して文永六年に聖人の門弟に加わったものと考えられて
いる(宮崎英修著『波木井南部氏事蹟考』一五八頁)。駿
河国富士郡上野郷の南条時光の場合、文永十一年七月の
『上野殿御返事』〔『定遺』八一九頁〕にその名が初見され、
聖人の七郎墓参の折に出会い、聖人の身延入山直後から供
養の品を届けて師檀関係の急速な展開をみている。日興の
親類にあたる駿河国富士郡西山郷の西山河合氏の場合、文
永十二年一月の『春之祝御書』に「にしやまの入道殿」
〔『定遺』八五九頁〕とみえ、西山河合氏を対告衆にもつ建
治元年六月二日の『三三藏祈雨事』を始め、同氏宛書簡
が建治年間に集中している(建治元年九月『蒙古使御書』、
建治二年五月十一日『宝軽法重事』、建治二年『西山殿御
返事』、建治三年一月二三日『法華經二十重勝諸教義』、同
『西山殿御返事』等)。上述の遺文から西山河合氏の入信時
期は文永十二年以前のものとして推察される。また南条氏と姻
戚関係にある伊豆国仁田郡島の新田四郎信綱の場合、建治
三年五月十五日の『上野殿御返事』に「にいた殿(新田信
綱)〔『定遺』一三二〇頁〕とみえ、入信時期は未詳である
が、南条時光、高橋六郎兵衛入道、石河道念、西山河合
氏らとともに、かなり早くから、日蓮・日興の門弟に加わっ
ていたものと考えられている。

(90) 佐藤進一著『鎌倉幕府訴訟制度の研究』(五一頁)。

(91) なお『立正安国論』の対告衆(北条時頼)の信仰形態と
同書の旅客(北条時頼)の信仰形態を比較検討し、同書の

対告衆にたいする国諫のメッセージを考察した拙稿「『立正安国論』の対告衆をめぐる問題」(『日連教学研究所紀要』二十四号所収)を参照していただきたい。

〔付記〕なお、本稿入校後、川添昭二先生から安達泰盛の政治的立場に関する貴重なご教示を頂きましたことを記載させていただきます。